

各位

2021年9月6日

放射線取扱主任者

佐波 俊哉

筑波実験棟 B1 回廊におけるRI法 施行規則 第22条の3項の適用
期間の延長について

筑波実験棟B1 回廊において、RI法 施行規則第22条の3項に基づき、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行う期間を下記まで延長することをお知らせします。

1. 期 間：2021年7月8日（木） から 2021年9月30日（木）まで
2. 場 所（図1の赤色で示す区域）： 筑波実験棟・地下1階回廊部分

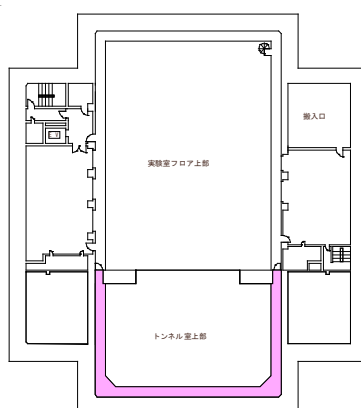


図1 筑波実験棟・地下1階

配布先

機構長

（管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

（素核研）所長、副所長、事務室

（加速器）施設長、各主幹、事務室

（物構研）所長、副所長、事務室

（共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付

（担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、
管理室員